○国土交通省告示第四百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年三月二十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道497号新設工事（西九州自動車道「松浦佐々道路」・長崎県松浦市志佐町庄野免字八郎地内から同市志佐町白浜免字大谷地内まで、同市御厨町田代免字喜藤蔵地内から同市御厨町田代免字馬場地内まで及び同市御厨町板橋免字迎地内から佐世保市江迎町栗越地内まで）及びこれに伴う農業用道路改築工事

第３　起業地

１　収用の部分　長崎県松浦市志佐町庄野免字八郎、字仮家ノ本及び字闇夜谷、御厨町田代免字喜藤蔵、字大木場、字馬場及び字谷ノ頭並びに御厨町板橋免字迎、字堂ノ上、字迎川、字下ゴウツウ田、字上ゴウツウ田、字赤田越及び字堺目地内

長崎県佐世保市江迎町栗越地内

２　使用の部分　長崎県松浦市志佐町庄野免字八郎、字仮家ノ本及び字闇夜谷、志佐町白浜免字大谷、御厨町田代免字喜藤蔵並びに御厨町板橋免字堂ノ上、字迎川、字下ゴウツウ田及び字上ゴウツウ田地内

長崎県佐世保市江迎町栗越地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「松浦佐々道路」）及びこれに伴う農業用道路改築工事」（以下「本件事業」という。）は、長崎県松浦市志佐町浦免字寺田地内の松浦インターチェンジから同県北松浦郡佐々町沖田免字四ツ井樋前地内の佐々インターチェンジまでの延長19.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道新設工事及びこれに伴う農業用道路改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「松浦佐々道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる

一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により阻害される農業用道路の従来の機能を維持するための改築工事（以下「関連事業」という。）は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道497号西九州自動車道（以下「本路線」という。）は、福岡県福岡市を起点とし、佐賀県武雄市に至る延長約150㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する長崎県北部の北松地域（松浦市、佐世保市、北松浦郡佐々町及び平戸市をいう。）は、水産業が盛んな地域であり、平戸市で収穫された養殖ふぐ、養殖ぶり等の水産物は一般国道204号、県道志方江迎線等を利用して県内外へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道204号及び県道志方江迎線があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）のうち一般国道204号の区間は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、松浦市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生している。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道のうち一般国道204号の区間の自動車交通量は、佐世保市江迎町三浦地内で17,320台／日であり、混雑度は1.35となっている。

また、同区間は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

さらに、現道のうち県道志方江迎線の区間は、「長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例」（平成24年長崎県条例第81号）に定める最小曲線半径、最急縦断勾配等を満たさない区間が複数存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接

続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線及び高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線と連絡することで、長崎県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道のうち一般国道204号の区間における交通混雑の緩和が図られるほか、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵ 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である長崎県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成25年７月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた限度等を満足すると評価されており、建設機械の稼働にかかる騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、仮囲い等の設置等により基準等を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成31年３月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカブトガニ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているウナギ、クボハゼ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているアサクサノリ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているツキヌキオトギリ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減され

ると予測されている。主な保全措置として、ウナギについては、河川の付替えにより生息環境の変化による影響が考えられることから、施工時期及び施工方法の検討を、サシバについては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により繁殖活動への影響が生じると予測されることから、仮囲いの設置等を、ツキヌキオトギリについては、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、松浦市区間、佐世保市区間及び北松浦郡佐々町区間のいずれの区間も、平成25年７月30日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、長崎県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道のうち一般国道204号の区間は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、長崎県知事を会長とする西九州自動車道建設推進協議会等より、高速走行の定時性の確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県松浦市役所及び佐世保市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

長崎県松浦市御厨町板橋免字上ゴウツウ田、字赤田越及び字堺目地内

長崎県佐世保市江迎町栗越地内